

新築・増築の家屋調査にご協力ください！

居宅や物置、車庫などの家屋を新築・増築した場合、翌年度から固定資産税が課税されます。税務課では、税額の基礎となる評価額を算出するため、家屋調査を行っています。

調査に当たっては、家屋の完成後、ご案内のお手紙や訪問等で所有者へ連絡し、日程を調整します。調査当日は所有者もしくは代理人立会いのもと、約30分～1時間程度で終了します。

調査時にご用意いただくもの

- ・家屋の平面図・立面図の写し
- ・建築確認書・建築仕様書一式
- ・長期優良住宅認定通知書の写し（認定を受けている方のみ）
- ・認印

土地・家屋の現地確認を行っています

固定資産税の対象となる土地・家屋は、基準日である毎年1月1日の現況に基づき課税されています。税務課では、課税台帳と現況を照合するため、町内を巡回し、土地・家屋の調査を随時行っています。ご理解とご協力をお願いします。

また、以下に当てはまるときはご連絡ください！

- ・家屋を新築、増築したとき。
- ・家屋を取り壊したとき。
- ・土地の利用状況を変更したとき。（太陽光施設用地等）

【問合せ先】 税務課 ☎029-240-7114（直通）

不動産取得税のお知らせ

○不動産取得税とは

不動産取得税とは、不動産を取得したときにかかる県の税金です。

- ・土地や家屋を取得（売買、贈与、交換など）したとき
 - ・家屋を建築（新築、増築、改築）したとき
- ※登記の有無、有償・無償の別は問いません（相続は非課税）。

不動産を取得した方は、取得した日から60日以内に「不動産取得申告（報告）書」を茨城町役場税務課または水戸県税事務所に提出してください。

○軽減措置

次に主なものを例示しますが、これら以外にもさまざまな軽減があります。詳しくは、水戸県税事務所までお問い合わせください。

- ・宅地等については、固定資産評価額の2分の1の額を控除して税額を計算します。
- ・住宅や住宅用の土地を取得した場合など、一定の要件を満たしていれば、申請により軽減を受けることができます。
 - ア 取得した宅地等に住宅を新築した、または既存住宅（中古住宅）を購入等した場合。
 - イ 住宅を新築、または新築未使用住宅を購入した場合、既存住宅（中古住宅）を購入等した場合。
 - ウ 公共事業に土地・家屋を提供し、その代わりにの不動産を取得した場合。

【問合せ先】 茨城県水戸県税事務所 課税第二課 ☎029-221-4820

木造住宅耐震診断士派遣希望者を募集します

～ あなたもお家の耐震診断を受けてみませんか？ ～

町では、地震に強いまちづくりを推進することを目的とし、「茨城県木造住宅耐震診断士」の派遣事業を実施します。

1 申込み者の資格

次の「対象となる住宅」の所有者兼居住者で、町税（町民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険税等をいう）を滞納していない方

2 対象となる住宅

次の要件の全てに該当すること。

- (1) 木造建築物で在来軸組構法により建てられたもの。
（※プレハブ（工場生産住宅）、ツーバイフォー、丸太組工法等で建てられた住宅は対象外）
- (2) 町内に存する一戸建ての木造専用住宅または店舗等併用住宅（床面積の2分の1以上が住宅であるものに限る）で、階数が2階以下かつ延べ床面積が30平方メートル以上のもの。
- (3) 昭和56年5月31日以前（旧耐震基準）に建築確認申請を受けて建築されたものに限る。
- (4) 東日本大震災により被災した住宅で、罹災証明が半壊以上であるものは不可。

3 募集件数 3戸（※先着順にて派遣決定をします。募集件数に達した時点で募集を終了します）

4 派遣決定方法等

申込み者の資格・対象となる住宅を調査のうえ、派遣決定通知または派遣しない旨の通知を送付します。派遣決定後に自己負担金2,000円を納入していただきます。

5 申込書の配布及び受付

- (1) 申込書の配布及び受付場所（※ 申込書は、町のホームページからもダウンロードできます）
茨城町役場 1階 都市整備課（11番窓口）
- (2) 申込書の配布及び受付時期
8月14日（月）から 9月29日（金） ※閉庁日を除く、午前8時30分から午後5時15分

6 調査方法等

- (1) この事業の耐震診断は、(財)日本建築防災協会の定める一般診断であり、あくまでも耐震補強が必要かどうかを判定するものです。（精密診断や耐震補強工事の設計ではありません）
- (2) 建築士等の専門家（県に登録されている茨城県木造住宅耐震診断士）があらかじめ日時を調整のうえ、ご自宅の調査に伺います。その際、外回りのみならず、間取り図を作成するために室内にもお邪魔します。また、筋かいの接合部等の確認のため天井裏や床下等も拝見するため、あらかじめ荷物等の移動を行ってください。

7 注意点

- (1) 今回の一般診断は震災による被害状況を診断するものではありません。また、診断結果は災証明に関する調査及び地震保険の損壊調査には使用できません。
- (2) 町では、申込みをしていない方に診断士を派遣することはありません。この派遣事業を名乗る悪徳セールスも予想されますので、十分に気をつけてください。
- (3) 耐震診断のため診断士が訪問する際は「茨城県木造住宅耐震診断士認定証」を携帯・掲示することになっています。また、診断士より費用の請求や補強・改修工事の勧誘をすることはありません。

【問合せ先】 都市整備課 都市計画グループ ☎029-240-7116（直通）